

道場八多地区

★まちづくり協定の届出について★

- 届出書等の届出先：神戸市まち再生推進課と、道場八多連合まちづくり協議会
- 届出書類等：裏面参照
- 協議会の審査日時：毎月第1火曜日
※ 審査書類（裏面の届出書類）は、前週の火曜日までに届出してください。
- 協議会への届出が遅れると、「適合通知書（葉書）」の発行も遅れますので、早めの届出をお願いします。
- 協議会へ届出者より物件内容説明について
物件による（必要あれば説明を求められます）

- 協議会への届出等の詳細については
「道場八多連合まちづくり協議会」に直接お問い合わせください。
- 連絡先は、神戸市まち再生推進課よりお伝えします。

届出が必要なもの

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築および、改築または用途の変更
 - 2、土地の区画形質または用途の変更
 - 3、良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採
- ※確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要です！

- 届出は、建築確認申請の前に！
確認申請を要しない場合は、着工の30日前までに
- 届出に係る行為が、まちづくり協定に適合していると認められるときは、神戸市役所（まち再生推進課）より「適合通知書（葉書）」を発行します。
- 建築確認申請に、「適合通知書（葉書）」の添付等の必要はありません。
（「適合通知書」の受領前に、建築確認申請はできます）
- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合通知書（葉書）」の写しが必要です。

★地区計画の届出について★

地区計画の届出は・・・神戸市都市局都市計画課へお願いします。

届出先と届出書類

	まちづくり協定
お渡し したもの	・パンフレット
	・行為の届出書(共通様式) ※裏面に届出する図面等記載
	・完了・中止・廃止届(共通様式) ※届出は市へ一部のみ
	・適合通知書(葉書)
	・行為の概要書
	・道場八多地区まちづくり協定の区域内における行為の概要書 (地元協議用)

届出先	神戸市役所まち再生推進課	道場八多連合まちづくり協議会
届出してい ただくもの	・行為の届出書	・道場八多地区まちづくり協定の 区域内における行為の概要書 (地元協議用)
	・適合通知書(葉書) ※切手を忘れずに!	
	・行為の概要書	
	・図面(届出書裏面に記載)	
	・現況写真	
届出部数	1部	1部

「行為の届出書」「完了・中止・廃止届出書」「行為の概要書」と、道場八多地区まちづくり協定の区域内における行為の概要書(地元協議用)はインターネットで入手できます。ただし、「適合通知書(葉書)」は神戸市まち再生推進課の窓口にて入手してください。

神戸市まちづくり協定



道場八多地区まちづくり協定
(下部に「PDF形式」)